

昭和四十年大蔵省令第十五号

減価償却資産の耐用年数等に関する省令

所得税法施行令第二百二十九条及び法人税法施行令第五十六条の規定に基づき、固定資産の耐用年数等に関する省令（昭和二十六年大蔵省令第五十号）の全部を改正する省令を次のように定める。

（一般の減価償却資産の耐用年数）

第一条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第十九号（定義）又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十三号（定義）に規定する減価償却資産（以下「減価償却資産」という。）のうち鉱業権（租鉱権及び採石権その他土石を採掘し又は採取する権利を含む。以下同じ。）、坑道、公共施設等運営権及び樹木採取権以外のものの耐用年数は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める表に定めるところによる。

- 一 所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第六条第一号、第二号及び第四号から第七号まで（減価償却資産の範囲）又は法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十三条第一号、第二号及び第四号から第七号まで（減価償却資産の範囲）に掲げる資産（坑道を除く。） 別表第一（機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表）
- 二 所得税法施行令第六条第三号又は法人税法施行令第十三条第三号に掲げる資産 別表第二（機械及び装置の耐用年数表）
- 三 所得税法施行令第六条第八号又は法人税法施行令第十三条第八号に掲げる資産（鉱業権、公共施設等運営権及び樹木採取権を除く。） 別表第三（無形減価償却資産の耐用年数表）
- 四 所得税法施行令第六条第九号又は法人税法施行令第十三条第九号に掲げる資産 別表第四（生物の耐用年数表）

- 一 採掘権 当該採掘権に係る鉱区の採掘予定数量を、当該鉱区の最近における年間採掘数量その他当該鉱区に属する設備の採掘能力、当該鉱区において採掘に従事する人員の数等に照らし適正に推計される年間採掘数量を除外して計算した数を基礎として納税地の所轄税務署長の認定した年数
- 二 試掘権 次に掲げる試掘権の区分に応じそれぞれ次に定める年数
 - イ 石油、アスファルト又は可燃性天然ガスに係る試掘権 八年
 - ロ イに掲げる試掘権以外の試掘権 五年

- 三 租鉱権及び採石権その他土石を採掘し又は採取する権利 第一号の規定に準じて計算した数を基礎として納税地の所轄税務署長の認定した年数
- 四 坑道 第一号の規定に準じて計算した数を基礎として納税地の所轄税務署長の認定した年数
- 五 公共施設等運営権 当該公共施設等運営権に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第一百七十七号）第十九条第三項（公共施設等運営権の設定の時期等）の規定により公表された同法第十七条第三号（公共施設等運営権に関する実施方針における記載事項の追加）に掲げる存続期間の年数

- 六 樹木採取権 国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第八条の十二第一項（樹木採取権の設定を受ける者の決定等）の設定をする旨の通知において明らかにされた当該樹木採取権の同法第八条の七第二号（公募）に掲げる存続期間の年数
- 三 前項第五号及び第六号に定める年数は、曆に従つて計算し、一年に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。
- 四 第二項第一号、第三号又は第四号の認定を受けようとする個人又は法人（人格のない社団等）（法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等をいう。第一号及び第三号第一項（中古資産の耐用年数等）において同じ。）を含むものとし、当該認定を受けようとする第二項第一号、第三号又は第四号に掲げる資産（以下この条において「採掘権等」という。）を有する法人が連結子法人（同法第二条第十二号の七に規定する連結子法人をいう。第二号において同じ。）である場合には連結親法人（同条第十二号の六の七に規定する連結親法人をいう。）とする。第七項において同じ。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

- 一 申請をする者の氏名又は名称及び代表者（人格のない社団等代表者の定めがなく、管理人の定めがあるものについては、管理人。以下この号において同じ。）の氏名（法人税法第二条第四号に規定する外国法人（人格のない社団等）同条第二号に規定する国外に本店又は主たる事務所を有するものを含む。）にあつては、代表者及び同法第四十一条各号（課税標準）に定める国内源泉所得に係る事業又は資産の経営又は管理の責任者の氏名）並びに納税地並びに法人（人格のない社団等を含む。）にあつては、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項（定義）に規定する法人番号をいう。）
- 二 申請に係る採掘権等を有する法人が連結子法人である場合には、当該法人の名称及び代表者の氏名並びに本店又は主たる事務所の所在地
- 三 申請に係る採掘権等に係る鉱区その他これに準ずる区域（次号において「鉱区等」という。）の所在地
- 四 申請に係る採掘権等の鉱区等の採掘予定数量、最近における年間採掘数量、当該鉱区等に属する設備の採掘能力及び当該鉱区等において採掘に従事する人員の数
- 五 認定を受けようとする年数
- 六 その他参考となるべき事項

- 五 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合には、遅滞なく、これを審査し、その申請に係る年数を認定するものとする。
- 六 税務署長は、第二項第一号、第三号又は第四号の認定をした後、その認定に係る採掘権等の所得税法第四十九条第一項（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）の規定による償却費の額（第八項において「償却費の額」という。）又は法人税法第三十一条第一項（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）の規定による償却費として損金の額に算入する金額の限度額（第八項において「償却限度額」という。）の計算をすることを不適当とする特別の事由が生じたとき認められる場合には、その年数を変更することができる。
- 七 税務署長は、前二項の処分をするときは、その認定に係る個人又は法人に対し、書面によりその旨を通知する。
- 八 第六項の処分があつた場合には、その処分があつた日の属する年分以後の各年分の所得税法第二章第二節第一款（所得の種類及び各種所得の金額）に規定する不動産所得の金額、事業所得の金額若しくは雑所得の金額又は同日の属する事業年度若しくは連結事業年度以後の各事業年度の所得の金額若しくは各連結事業年度の連結所得（法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。第三条第三項において同じ。）の金額を計算する場合のその処分に係る採掘権等の償却費の額又は償却限度額の計算についてその処分の効果が生ずるものとする。
- 九 法人税法施行令第五十五条の六第二項及び第三項（個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の適用）の規定は、第二項第一号、第三号又は第四号の認定について準用する。

(特殊の減価償却資産の耐用年数)

第二条 次の各号に掲げる減価償却資産の耐用年数は、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる表に定めるところによる。

一 汚水処理(汚水、坑水、廃水又は廃物の沈下、ろ過、中和、生物化学的方法、混合、冷却又は乾燥その他これらに類する方法による処理をいう。)又はばい煙処理(大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第二条第一項若しくは第七項(定義等)に規定するばい煙若しくは粉じん又は同法第十七条第一項(事故時の措置)に規定する特定物質(ばい煙を除く。)の重力沈降、慣性分離、遠心分離、ろ過、洗浄、電気捕集、音波凝集、吸収、中和、吸着又は拡散の方法その他これらに類する方法による処理をいう。)の用に供されている減価償却資産で別表第五(公害防止用減価償却資産の耐用年数表)に掲げるもの 同表

二 開発研究(新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究をいう。)の用に供されている減価償却資産で別表第六(開発研究用減価償却資産の耐用年数表)に掲げるもの 同表

(中古資産の耐用年数等)

第三条 個人において使用され、又は法人(人格のない社団等を含む。以下第五条までにおいて同じ。)において事業の用に供された所得税法施行令第六各号(減価償却資産の範囲)又は法人税法施行令第十三各号(減価償却資産の範囲)に掲げる資産(これらの資産のうち試験権以外の鉱業権及び坑道を除く。以下この項において同じ。)の取得(法人税法第二条第十二号の八(定義)に規定する適格合併又は同条第十二号の十二に規定する適格分割型分割(以下この項において「適格分割型分割」という。)による同条第十一号に規定する被合併法人又は同条第十二号の二に規定する分割法人からの引継ぎ(以下この項において「適格合併等による引継ぎ」という。)を含む。)をしてこれを個人の業務又は法人の事業の用に供した場合における当該資産の耐用年数は、前二条の規定にかかわらず、次に掲げる年数によることができる。ただし、当該資産を個人の業務又は法人の事業の用に供するために当該資産について支出した所得税法施行令第八十一条(資本的支出)又は法人税法施行令第三十二条(資本的支出)に規定する金額が当該資産の取得価額(適格合併等による引継ぎの場合にあつては、同法第六十二条の二第一項(適格合併及び適格分割型分割)による資産等の帳簿価額による引継ぎ)に規定する時又は適格分割型分割の直前の帳簿価額の百分の五十に相当する金額を超える場合には、第二号に掲げる年数についてはこの限りでない。

一 当該資産をその用に供した時以後の使用可能期間(個人が当該資産を取得した後直ちにこれをその業務の用に供しなかつた場合には、当該資産を取得した時から引き続き業務の用に供したものと見て見込まれる当該取得の時以後の使用可能期間)の年数

二 次に掲げる資産(別表第一、別表第二、別表第五又は別表第六に掲げる減価償却資産であつて、前号の年数を見積もることが困難なものに限る。)の区分に応じそれぞれ次に定める年数(その年数が二年に満たないときは、これを二年とする。)

イ 法定耐用年数(第一条第一項(一般の減価償却資産の耐用年数)に規定する耐用年数をいう。以下この号において同じ。)の全部を経過した資産 当該資産の法定耐用年数の百分の二十に相当する年数

ロ 法定耐用年数の一部を経過した資産 当該資産の法定耐用年数から経過年数を控除した年数に、経過年数の百分の二十に相当する年数を加算した年数

2 法人が、法人税法第二条第十二号の八、第十二号の十一、第十二号の十四又は第十二号の十五に規定する適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(次項において「適格組織再編成」という。)により同条第十一号、第十二号の二、第十二号の四又は第十二号の五の二に規定する被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人(以下この項及び次項において「被合併法人等」という。)から前項本文に規定する資産の移転を受けた場合(当該法人が当該資産について同項の規定の適用を受ける場合を除く。)において、当該被合併法人等が当該資産につき同項又は第四項の規定の適用を受けていたときは、当該法人の当該資産の耐用年数については、前二条の規定にかかわらず、当該被合併法人等において当該資産の耐用年数とされていた年数によることとなる。

3 法人が、適格組織再編成により被合併法人等から第一項本文に規定する資産の移転を受けた場合において、当該資産について同項の規定の適用を受けるときは、当該資産の法人税法施行令第四十八号第一項第一号イ(1)若しくは第三号ハ又は第四十八号の二第一項第一号イ(1)若しくは第五項第一号(減価償却資産の償却の方法)に規定する取得価額には、当該被合併法人等がした償却の額(当該資産につき同条第四十八号第五項第三号に規定する評価換え等が行われたことによりその帳簿価額が減額された場合には、当該帳簿価額が減額された金額を含む。)で当該被合併法人等の各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額を含まないものとする。

4 別表第四(生物の耐用年数表)の「細目」欄に掲げる一の用途から同欄に掲げる他の用途に転用された牛、馬、綿羊及びやぎの耐用年数は、第一条第一項第四号並びに第二項の規定にかかわらず、その転用の時以後の使用可能期間の年数による。

5 第一項各号に掲げる年数及び前項の年数は、暦に従つて計算し、一年に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。

第四条 平成十九年三月三十一日以前に取得をされた減価償却資産の耐用年数に応じた償却率は、所得税法施行令第二百二十条第一項第一号イ(1)(減価償却資産の償却の方法)又は法人税法施行令第四十八号第一項第一号イ(1)(減価償却資産の償却の方法)に規定する旧定額法(次項において「旧定額法」という。)及び所得税法施行令第二百二十条第一項第一号イ(2)又は法人税法施行令第四十八号第一項第一号イ(2)に規定する旧定率法(次項において「旧定率法」という。)の区分に応じそれぞれ別表第七(平成十九年三月三十一日以前に取得をされた減価償却資産の償却率表)に定めるところによる。

2 法人の事業年度が一年に満たない場合においては、前項の規定にかかわらず、減価償却資産の旧定額法の償却率は、当該減価償却資産の耐用年数に対応する別表第七に定める旧定額法の償却率に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除したもにより、減価償却資産の旧定率法の償却率は、当該減価償却資産の耐用年数に十二を乗じてこれを当該事業年度の月数で除して得た耐用年数に対応する同表に定める旧定率法の償却率による。

3 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

(定額法の償却率並びに定率法の償却率、改定償却率及び保証率)

第五条 平成十九年四月一日以後に取得をされた減価償却資産の耐用年数に応じた償却率、改定償却率及び保証率は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める表に定めるところによる。

一 定額法（所得税法施行令第二十條の二第一項第一号イ（1）（減価償却資産の償却の方法）又は法人税法施行令第四十八條の二第一項第一号イ（1）（減価償却資産の償却の方法）に規定する定額法をいう。次項において同じ。）の償却率 別表第八（平成十九年四月一日以後に取得をされた減価償却資産の定額法の償却率表）

二 定率法（所得税法施行令第二十條の二第一項第一号イ（2）又は法人税法施行令第四十八條の二第一項第一号イ（2）に規定する定率法をいう。次項及び第四項において同じ。）の償却率、改定償却率及び保証率 次に掲げる資産の区分に応じそれぞれ次に定める表

イ 平成二十四年三月三十一日以前に取得をされた減価償却資産 別表第九（平成十九年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に取得をされた減価償却資産の定率法の償却率、改定償却率及び保証率の表）

ロ 平成二十四年四月一日以後に取得をされた減価償却資産 別表第十（平成二十四年四月一日以後に取得をされた減価償却資産の定率法の償却率、改定償却率及び保証率の表）

2 法人の事業年度が一年に満たない場合においては、前項の規定にかかわらず、減価償却資産の定額法の償却率又は定率法の償却率は、当該減価償却資産の耐用年数に対応する別表第八に定める定額法の償却率又は別表第九若しくは別表第十に定める定率法の償却率に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除したものである。

3 法人の前項の事業年度（この項の規定の適用を受けた事業年度を除く。以下この項において「適用年度」という。）終了の日以後一年以内に開始する各事業年度（当該適用年度開始の日から各事業年度終了の日までの期間が一年を超えない各事業年度に限る。）における法人税法施行令第四十八條の二第一項第一号イ（2）に規定する取得価額は、当該適用年度の同号イ（2）に規定する取得価額とすることができる。

4 減価償却資産の法人税法施行令第四十八條の二第一項第一号イ（2）に規定する取得価額（前項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定による取得価額）に当該減価償却資産の耐用年数に対応する別表第九又は別表第十に定める定率法の償却率を乗じて計算した金額が同条第五項第一号に規定する償却保証額に満たない場合における第二項の規定の適用については、同項中「定率法の償却率」とあるのは、「改定償却率」とする。

5 第二項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第六条 平成十九年三月三十一日以前に取得をされた減価償却資産の残存価額は、別表第十一（平成十九年三月三十一日以前に取得をされた減価償却資産の残存割合表）の「種類」及び「細目」欄の区分に応じ、同表に定める残存割合を当該減価償却資産の所得税法施行令第二十六條（減価償却資産の取得価額）又は法人税法施行令第五十四條第一項（減価償却資産の取得価額）の規定による取得価額に乗じて計算した金額とする。

2 前項に規定する減価償却資産のうち牛及び馬の残存価額は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する金額と十万円とのいずれか少ない金額とする。

附 則 抄

1 この省令は、昭和四十年四月一日から施行する。

2 この省令は、個人の昭和四十年分以後の所得税及び法人の昭和四十年四月一日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、昭和三十九年分以前の所得税及び法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

3 固定資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令（昭和二十七年大蔵省令第二十三号）附則第三項（住宅用建物の耐用年数の特例）に規定する住宅用の建物の耐用年数及び同令附則第四項（鉱山労働者用住宅の耐用年数の特例）に規定する鉱山労働者の居住の用に供される建物の耐用年数については、同令附則第三項及び第四項の規定は、なおその効力を有する。

4 固定資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令（昭和三十六年大蔵省令第二十一号）附則第三項（機械及び装置の耐用年数の特例）の表に掲げる機械及び装置の耐用年数については、同項の規定は、なおその効力を有する。

附 則（昭和四一年六月一三日大蔵省令第三十七号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令は、個人の昭和四十一年分以後の所得税及び法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の昭和四十一年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、昭和四十年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

附 則（昭和四三年四月二〇日大蔵省令第二〇号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令は、個人の昭和四十三年分以後の所得税及び法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の昭和四十三年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、昭和四十二年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

附 則（昭和四四年四月八日大蔵省令第二十七号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令は、別段の定めがあるものを除くほか、個人の昭和四十四年分以後の所得税及び法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の昭和四十四年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、昭和四十三年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

3 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「新令」という。）別表第六又は別表第七に定める耐用年数は、昭和四十四年四月一日以後に取得した新令第二項第一号又は第二号に掲げる減価償却資産について適用し、同日前に取得したこれらの号に掲げる減価償却資産の耐用年数については、新令第二条第二項の規定にかかわらず、それぞれ附則別表一又は附則別表二に定めるところによる。

4 前項の規定により附則別表一の適用を受ける減価償却資産につき、所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）第二十八條又は法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第十四條の規定を適用する場合には、所得税法施行規則第二十八條第三号及び法人税法施行規則第十四條第三号中「同令別表第六（汚水処理用減価償却資産の耐用年数表）」とあるのは、「減価償却資産

の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令（昭和四十四年大蔵省令第二十七号）附則別表一（昭和四十四年三月三十一日以前に取得した汚水処理用減価償却資産の耐用年数表）とそれぞれ読み替えるものとする。

附則別表一 昭和四十四年三月三十一日以前に取得した汚水処理用減価償却資産の耐用年数表

種類	細目	耐用年数
鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は石造の構築物	槽、塔、水路及び貯水池	二〇年
れんが造の構築物	その他	三〇年
コンクリート造、金属造又は土造の構築物	槽、塔、水路及び貯水池	一五
	その他	二〇
木造又は合成樹脂造の構築物	槽、塔、水路及び貯水池	一五
	その他	七
機械及び装置	その他	九
	その他	七

附則別表二 昭和四十四年三月三十一日以前に取得したばい煙処理用減価償却資産の耐用年数表

種類	細目	耐用年数
構築物	槽、塔、水路及び貯水池	二〇年
	れんが造のもの	一五
	コンクリート造又は金属造のもの	一〇
	煙突（高さが七十メートル以上のものに限り。）	二〇
	鉄筋コンクリート造のもの	七
	金属造のもの	七

機械及び装置（金属製のもので、機械及び装置と一体と認められる排気管及び放出筒を含む。）

附則（昭和四十五年四月三〇日大蔵省令第三三三号）

1 この省令は、昭和四十五年五月一日から施行する。

2 この省令は、個人の昭和四十五年分以後の所得税及び法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の昭和四十五年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

附則（昭和四十六年四月二二日大蔵省令第三三三号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令の規定は、個人の昭和四十六年分以後の所得税及び法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の昭和四十六年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、昭和四十五年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

附則（昭和四十七年六月六日大蔵省令第五二二号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令の規定は、個人の昭和四十七年分以後の所得税及び法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。）の昭和四十七年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、個人の昭和四十六年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

附則（昭和四十七年八月二六日大蔵省令第六九号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令の規定は、個人の昭和四十七年分以後の所得税及び法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。）の昭和四十七年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、個人の昭和四十六年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

附則（昭和四十八年五月二九日大蔵省令第三二二号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令の規定は、個人の昭和四十八年分以後の所得税及び法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。）の昭和四十八年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、個人の昭和四十七年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

附 則（昭和四十九年四月一八日大蔵省令第三五号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令の規定は、個人の昭和四十九年分以後の所得税及び法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。）の昭和四十九年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、個人の昭和四十八年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

附 則（昭和五〇年三月三十一日大蔵省令第二二号）

1 この省令は、昭和五十年四月一日から施行する。

2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令の規定は、個人の昭和五十年分以後の所得税及び法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。）の昭和五十年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、個人の昭和四十九年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

附 則（昭和五十二年三月三十一日大蔵省令第九号）

1 この省令は、昭和五十二年四月一日から施行する。

2 次項に定めるものを除き、改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「新令」という。）の規定は、個人の昭和五十二年分以後の所得税及び法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の昭和五十二年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、個人の昭和五十一年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

3 新令別表第一船舶の部及び航空機の部並びに別表第五（適用年度に係る部分の規定を除く。）の規定は、昭和五十二年四月一日以後に事業の用に供するこれらの規定に掲げる減価償却資産について適用し、同日前に事業の用に供した当該減価償却資産については、なお従前の例による。

附 則（昭和五三年五月二十四日大蔵省令第三七号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令の規定は、個人の昭和五十三年分以後の所得税及び法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の昭和五十三年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、個人の昭和五十二年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

附 則（昭和五十四年三月三十一日大蔵省令第一六号）

1 この省令は、昭和五十四年四月一日から施行する。

2 別段の定めがあるものを除くほか、改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「新令」という。）の規定は、個人の昭和五十四年分以後の所得税及び法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の昭和五十四年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、個人の昭和五十三年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

3 新令別表第一船舶の部及び別表第五（適用年度に係る部分の規定を除く。）の規定は、昭和五十四年四月一日以後に事業の用に供するこれらの規定に掲げる減価償却資産について適用し、同日前に事業の用に供した当該減価償却資産については、なお従前の例による。

附 則（昭和五十六年三月三十一日大蔵省令第一四号）

1 この省令は、昭和五十六年四月一日から施行する。

2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令の規定は、個人の昭和五十六年分以後の所得税及び法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の昭和五十六年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、個人の昭和五十五年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

附 則（昭和五十八年三月三十一日大蔵省令第一九号）

この省令は、昭和五十八年四月一日から施行する。

附 則（昭和六〇年三月三十一日大蔵省令第一五号）

1 この省令は、昭和六十年四月一日から施行する。

2 別段の定めがあるものを除くほか、改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令の規定は、個人の昭和六十年分以後の所得税及び法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の昭和六十年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、個人の昭和五十九年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

附 則（昭和六二年九月二十九日大蔵省令第五〇号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第二の規定は、個人の昭和六十三年分以後の所得税及び法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の昭和六十二年十月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、個人の昭和六十二年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

附 則（昭和六十二年三月三十一日大蔵省令第一六号）

1 この省令は、昭和六十三年四月一日から施行する。

2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令の規定は、個人の昭和六十三年分以後の所得税及び法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の昭和六十三年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、個人の昭和六十二年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

附 則（平成元年三月三十一日大蔵省令第四二号）

1 この省令は、平成元年四月一日から施行する。

2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令の規定は、個人の平成元年分（昭和六十四年一月一日から平成元年十二月三十一日までの期間に係る年分をいう。）以後の所得税及び法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の平成元年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、個人の昭和六十三年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

附 則（平成二年三月三十一日大蔵省令第一七号）

1 この省令は、平成二年四月一日から施行する。

2 別段の定めがあるものを除くほか、改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「新令」という。）の規定は、個人の平成二年分以後の所得税及び法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、個人の平成元年分（昭和六十四年一月一日から平成元年十二月三十一日までの期間に係る年分をいう。）以前の所得税及び法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

3 新令別表第一建物の部の規定は、法人にあつては、施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

4 新令別表第一航空機の部の規定は、施行日以後に事業の用に供する同部の規定に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

附 則（平成三年三月三十一日大蔵省令第一八号）

1 この省令は、平成三年四月一日から施行する。

2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一車両及び運搬具の部及び別表第五（適用年度に係る部分の規定を除く。）の規定は、平成三年四月一日以後に事業の用に供するこれらの規定に掲げる減価償却資産について適用し、同日前に事業の用に供した当該減価償却資産については、なお従前の例による。

附 則（平成五年三月三十一日大蔵省令第四八号）

1 この省令は、平成五年四月一日から施行する。

2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令の規定は、個人の平成五年分以後の所得税及び法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の平成五年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、個人の平成四年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

附 則（平成六年三月三十一日大蔵省令第四二二号）

1 この省令は、平成六年四月一日から施行する。

2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令の規定は、個人の平成六年分以後の所得税及び法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の平成六年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、個人の平成五年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

附 則（平成七年三月三十一日大蔵省令第三四号）

1 この省令は、平成七年四月一日から施行する。

2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令の規定は、個人の平成七年分以後の所得税及び法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の平成七年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、個人の平成六年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

附 則（平成一〇年三月三十一日大蔵省令第五〇号）

1 この省令は、平成十年四月一日から施行する。

2 別段の定めがあるものを除き、改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「新規則」という。）の規定は、個人の平成十年分以後の所得税及び法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の平成十年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、個人の平成九年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

3 新規則別表第三の規定は、法人にあつては、平成十年四月一日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

附 則（平成一〇年二月二十四日大蔵省令第一七五号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令の規定は、この省令の施行の日以後に事業の用に供する減価償却資産について適用する。

附 則（平成二十二年三月三十一日大蔵省令第三五号）

1 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令の規定は、この省令の施行の日以後に事業の用に供する減価償却資産について適用する。

附 則（平成二十三年三月三十一日財務省令第三四号）

1 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、同年三月三十一日から施行する。

2 別段の定めがあるものを除き、改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「新規則」という。）の規定は、個人の平成十三年分以後の所得税及び法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の平成十三年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、個人の平成十二年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

3 新規則第三条の規定は、法人にあっては、平成十三年四月一日以後に分社型分割（法人税法第二条第十二号の十に規定する分社型分割をいう。）、現物出資又は事後設立（同条第十二号の六に規定する事後設立をいう。以下同じ。）が行われる場合における法人の各事業年度の所得に対する法人税について適用し、同日前に現物出資又は事後設立が行われた場合における法人の各事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

附 則（平成二十五年三月三十一日財務省令第三八号）

1 この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「新規則」という。）の規定は、法人（所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）第二条の規定による改正後の法人税法（附則第五項において「新法人税法」という。）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）にあっては、別段の定めがあるものを除き、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度の所得に対する法人税、連結法人（同条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。以下この項において同じ。）の施行日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税及び特定信託（同条第二十九号の三に規定する特定信託をいう。以下この項において同じ。）の受託者である法人の施行日以後に開始する計算期間の所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税、連結法人の施行日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税及び特定信託の受託者である法人の施行日前に開始した計算期間の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

3 新規則第一条第三項の規定は、法人にあっては、同条第二項第一号、第三号又は第四号の認定を受けようとして施行日以後にする申請について適用し、当該認定を受けようとして施行日前にした申請については、なお従前の例による。

4 新規則第三条第一項の規定は、法人にあっては、施行日以後にする同項に規定する引継ぎについては、なお従前の例による。

5 新規則第三条第二項の規定は、法人にあっては、施行日以後に行う新法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併又は同条第十二号の十一に規定する適格分割については、なお従前の例による。

附 則（平成二十六年三月三十一日財務省令第三三号）

1 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令の規定は、個人の平成十六年分以後の所得税、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。）のこの省令の施行の日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税、連結法人（同条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。以下この項において同じ。）の同日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税及び特定信託（同条第二十九号の三に規定する特定信託をいう。以下この項において同じ。）の受託者である法人の同日以後に開始する計算期間の所得に対する法人税について適用し、個人の平成十五年分以前の所得税、法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税、連結法人の同日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税及び特定信託の受託者である法人の同日前に開始した計算期間の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

附 則（平成二十七年五月三十一日財務省令第五三三号）

この省令は、平成二十七年六月一日から施行する。

附 則（平成二十九年三月三十一日財務省令第二二二号）

1 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 別段の定めがあるものを除き、改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「新規則」という。）の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に取得をする減価償却資産について適用する。

3 法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）が施行日前に取得をし、かつ、施行日以後に事業の用に供した減価償却資産については、当該事業の用に供した日において当該減価償却資産の取得をしたものとみなして、新規則の規定を適用する。

4 新規別表第二の規定は、個人の平成二十年分以後の所得税、法人の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税、連結法人（法人税法第二条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。以下同じ。）の施行日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税及び特定信託（同条第二十九号の三に規定する特定信託をいう。以下同じ。）の受託者である法人の施行日以後に開始する計算期間の所得に対する法人税について適用し、個人の平成十九年分以前の所得税、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税、連結法人の施行日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税及び特定信託の受託者である法人の施行日前に開始した計算期間の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

附 則（平成三十一年四月三十一日財務省令第三二二号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令の規定は、個人の平成二十一年分以後の所得税、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。）の平成二十年四月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人（同条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。以下この項において同じ。）の同日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、個人の平成二十年分以前の所得税、法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

附則（平成二十二年三月三十一日財務省令第二〇号）

1 この省令は、平成二十二年十月一日から施行する。
 2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令第三条第一項及び第二項（中古資産の耐用年数等）の規定は、この省令の施行の日以後に行われる所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号。以下「改正法」という。）第二条の規定による改正後の法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十二号の十二又は第十二号の十五（定義）に規定する適格分割型分割又は適格現物分配について適用し、同日前に行われた改正法第二条の規定による改正前の法人税法第二条第十二号の十二又は第十二号の十五（定義）に規定する適格分割型分割又は適格事後設立については、なお従前の例による。

附則（平成二十三年一月二八日財務省令第八一号）

この省令は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十七号）の施行の日から施行する。

附則（平成二十四年一月二五日財務省令第一〇号）

1 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。
 2 所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百七十八号。以下「所得税改正政令」という。）附則第三条第三項（減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置）又は法人税法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百七十九号。以下「法人税法改正政令」という。）附則第三条第三項（減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置）の規定による経過措置を受ける減価償却資産の耐用年数は、改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令第一条から第三条まで（減価償却資産の耐用年数等）の規定にかかわらず、これらの規定による耐用年数から当該耐用年数及び未償却割合（第一号に掲げる金額のうち第二号に掲げる金額の占める割合をいう。）に対応する附則別表（経過年数表）に定める経過年数を控除した年数（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第四十二条の五第一項（エネルギー環境低減推進設備等）を取得した場合の特別償却）その他の減価償却資産に関する特例を定めている規定の適用を受けた減価償却資産にあつては、これと同様の合理的な方法により算出された年数を含む。）とする。
 一 所得税改正政令による改正後の所得税法施行令（以下「新所得税法施行令」という。）第二百二十六条第一項（減価償却資産の取得価額）又は法人税法改正政令による改正後の法人税法施行令（以下「新法人税法施行令」という。）第五十四条第一項（減価償却資産の取得価額）の規定による取得価額
 二 前号に掲げる金額から次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額を控除した金額
 イ 個人 所得税改正政令附則第二条第三項の届出書に記載した同項第二号に掲げる年分の前年分以前の各年分の新所得税法施行令第二百二十条第一項（減価償却資産の償却の方法）に規定する償却費として当該各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入された金額の累積額
 ロ 法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号（定義）に規定する人格のない社団等を含む。） 法人税法改正政令附則第三条第三項の届出書に記載した同項第二号に規定する事業年度（ロにおいて「変更事業年度」という。）の前事業年度又は前連結事業年度までの各事業年度又は各連結事業年度においてした償却の額（当該前事業年度又は前連結事業年度までの各事業年度又は各連結事業年度において新法人税法施行令第四十八条第五項第三号（減価償却資産の償却の方法）に規定する評価換え等が行われたことによりその帳簿価額が減額された場合には、その帳簿価額が減額された金額を含む。）の累積額（当該変更事業年度において新法人税法施行令第四十八条第五項第四号に規定する期中評価換え等が行われたことによりその帳簿価額が減額された場合には、その帳簿価額が減額された金額を含む。）
 3 所得税改正政令附則第二条第三項又は法人税法改正政令附則第三条第三項の規定の適用を受ける減価償却資産については、当該減価償却資産の新所得税法施行令第二百二十条の二第二項第一号（減価償却資産の償却の方法）又は新法人税法施行令第四十八条の二第五項第一号（減価償却資産の償却の方法）に規定する取得価額には、前項第二号イ又はロに掲げる区分に応じそれぞれ同号イ又はロに定める金額を含まないものとする。

附則別表 経過年数表（附則第二項関係）

耐用年数	未償却割合	経過年数
6年	0.583	1
5年	0.500	3
5年	0.250	2
5年	0.500	1
4年	0.375	2
4年	0.375	1
3年	0.000	1
年	以上	年
	未償	経過
	未償	経過

1 3	1 3	1 3	1 3	1 3	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0	9	9	9	9	9	9	9	8	8	8	8	8	8	8	7	7	7	7	7	6	6	6
0 3 4 4	0 4 2 6	0 5 2 8	0 6 5 3	0 8 0 8	0 0 1 0	0 3 9 3	0 4 9 7	0 6 2 7	0 7 9 2	0 0 0 0	0 2 7 6	0 3 5 7	0 4 6 2	0 5 9 8	0 7 7 3	0 0 0 0	0 2 3 1	0 3 6 2	0 4 2 3	0 5 6 3	0 7 5 0	0 0 9 6	0 1 2 6	0 2 7 2	0 3 7 6	0 4 7 1	0 5 2 2	0 7 0 0	0 0 5 3	0 1 2 3	0 2 2 4	0 3 2 2	0 4 7 7	0 6 8 0	0 0 0 0	0 1 7 1	0 2 6 6	0 4 1 3	0 6 4 3	0 0 1 0	0 1 9 8	0 3 4 0	0 5 8 0	
0 4 2 6	0 5 2 8	0 6 5 3	0 8 0 8	1 0 0 2	0 3 9 3	0 4 9 7	0 6 2 7	0 7 9 2	1 0 0 0	0 2 7 6	0 3 5 7	0 4 6 2	0 5 9 8	1 0 0 0	0 2 3 1	0 3 6 2	0 4 2 3	0 5 6 3	0 7 5 0	1 0 0 0	0 1 9 6	0 2 7 2	0 3 7 6	0 4 7 1	0 5 2 2	0 7 0 0	0 1 5 3	0 2 2 4	0 3 2 2	0 4 7 7	1 0 0 0	0 1 7 1	0 2 6 6	0 4 1 3	0 6 4 3	1 0 0 0	0 1 9 8	0 3 4 0	0 5 8 0					
5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1	4	3	2		

4 1	4 1	4 1	4 1	4 0	4 0	4 0	4 0	4 0	3 9	3 9	3 9	3 9	3 9	3 9	年	耐用年数 (三)	3 8	3 8	3 8	3 8	3 8	3 8	3 7	3 7	3 7	3 7	3 7	3 7	3 6	3 6	3 6	3 6	3 6	3 5	3 5	3 5	3 5	3 5	3 5		
0 7 7 7	0 8 2 8	0 8 3 2	0 9 3 9	0 0 0 2	0 7 7 1	0 8 2 3	0 8 7 8	0 9 3 7	0 0 0 0	0 7 1 8	0 7 6 8	0 8 2 0	0 8 7 6	0 9 3 6	以上	未償却割合	0 0 0 0	0 7 1 1	0 7 6 1	0 8 1 5	0 8 7 2	0 9 3 4	0 0 0 0	0 7 0 3	0 7 5 5	0 8 1 0	0 8 6 9	0 9 0 0	0 6 9 9	0 7 5 1	0 8 0 7	0 8 6 7	0 9 3 1	0 0 0 0	0 6 9 2	0 7 4 5	0 8 0 2	0 8 6 3	0 9 2 9		
0 8 2 8	0 8 3 2	0 9 0 0	1 0 0 2	0 7 7 1	0 8 2 3	0 8 7 8	0 9 3 7	1 0 0 0	0 7 1 8	0 7 6 8	0 8 2 0	0 8 7 6	0 9 3 6	1 0 0 0	未満		0 7 1 1	0 7 6 1	0 8 1 5	0 8 7 2	0 9 3 4	1 0 0 0	0 7 5 3	0 7 1 0	0 8 6 9	0 9 0 0	1 0 6 9	0 7 5 1	0 8 0 7	0 8 6 7	0 9 3 1	1 0 0 0	0 6 9 2	0 7 4 5	0 8 0 2	0 8 6 3	0 9 2 9	1 0 0 0			
4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	年	経過年数	6	5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	1

6 2	6 2	6 2	6 2	6 1	6 1	6 1	6 1	6 1	6 1	6 0	6 0	6 0	6 0	6 0	6 0	5 9	5 9	5 9	5 9	5 9	5 9	5 8	5 8	5 8	5 8	5 8	5 8	5 7	5 7	5 7	5 7	5 7	5 7	年	耐用年数	(四)	5 6	5 6	5 6	5 6	5 6	5 6
0 8 4 9	0 8 8 5	0 9 2 0	0 9 6 0	0 0 8 1	0 8 8 4	0 8 8 2	0 9 2 0	0 9 5 9	0 0 0 0	0 8 8 7	0 8 4 2	0 8 8 9	0 8 7 9	0 9 1 8	0 9 5 8	0 0 0 0	0 8 0 3	0 8 3 9	0 8 7 6	0 9 1 6	0 9 5 7	0 0 0 0	0 7 9 9	0 8 3 5	0 8 7 4	0 8 7 4	0 9 1 4	0 9 5 6	以上	未償却割合	0 0 0 0	0 7 9 4	0 8 3 2	0 8 7 1	0 9 1 2	0 9 5 5						
0 8 8 5	0 9 2 0	0 9 6 0	1 0 0 0	0 8 8 1	0 8 8 4	0 8 8 2	0 9 5 9	1 0 0 0	0 8 8 7	0 8 4 2	0 8 8 9	0 8 7 9	0 9 1 8	0 9 5 8	1 0 0 0	0 8 0 3	0 8 3 9	0 8 7 6	0 9 1 6	0 9 5 7	1 0 0 0	0 7 9 9	0 8 3 5	0 8 7 4	0 8 7 4	0 9 1 4	0 9 5 6	1 0 0 0	未満	0 7 9 4	0 8 3 2	0 8 7 1	0 9 1 2	0 9 5 5	1 0 0 0							
4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	年	経過年数	6	5	4	3	2	1	

7 6	7 6	7 6	7 5	7 5	7 5	7 5	7 5	年	耐用年数	(五)	7 4	7 4	7 4	7 4	7 4	7 4	7 3	7 3	7 3	7 3	7 3	7 3	7 3	7 2	7 2	7 2	7 2	7 2	7 2	7 1	7 1	7 1	7 1	7 1	7 1	7 0	7 0	7 0	7 0	7 0	7 0	6 9
0 9 0 4	0 9 3 5	0 9 6 7	0 0 0 0	0 8 4 6	0 8 7 4	0 9 0 4	0 9 3 5	0 9 6 7	以上	未償却割合	0 0 0 0	0 8 4 1	0 8 7 1	0 9 0 1	0 9 3 3	0 9 6 6	0 0 0 0	0 8 4 1	0 8 7 1	0 9 0 1	0 9 3 3	0 9 6 6	0 0 0 0	0 8 3 7	0 8 6 7	0 8 9 1	0 9 3 5	0 0 0 0	0 8 3 7	0 8 6 7	0 8 9 9	0 9 3 1	0 9 6 5	0 0 0 0	0 8 3 3	0 8 6 4	0 8 9 6	0 8 9 9	0 9 2 9	0 9 6 4	0 0 0 0	
0 9 3 5	0 9 6 7	1 0 0 0	0 8 4 6	0 8 7 4	0 9 0 4	0 9 3 5	0 9 6 7	1 0 0 0	未満	0 8 4 1	0 8 7 1	0 9 0 1	0 9 3 3	0 9 6 6	1 0 0 0	0 8 3 7	0 8 6 7	0 8 9 1	0 9 3 5	1 0 0 0	0 8 3 7	0 8 6 7	0 8 9 9	0 9 3 1	0 9 6 5	1 0 0 0	0 8 3 3	0 8 6 4	0 8 9 6	0 8 9 9	0 9 2 9	0 9 6 4	1 0 0 0	0 8 3 3	0 8 6 4	0 8 9 6	0 8 9 9	0 9 2 9	1 0 0 0	0 8 3 3		
3	2	1	6	5	4	3	2	1	年	経過年数	6	5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	6	

97	97	97	96	96	96	96	96	95	95	95	95	95	95	94	94	94	94	94	94	93	93	93	93	93	93	年	耐用年数	(六)	92	92	92	92	92	91	91	91	91	91	91	91	90				
09	09	09	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	以上	未償却割合	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00				
24	24	27	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	未	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00		
49	44	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	満	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08		
49	44	00	07	00	04	04	04	07	00	04	09	04	07	02	06	01	07	03	00	02	06	01	07	00	年	経過年数	6	5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	6

97	0.900	0.924	4
97	0.877	0.900	5
97	0.000	0.877	6
98	0.974	1.000	1
98	0.949	0.974	2
98	0.924	0.949	3
98	0.900	0.924	4
98	0.877	0.900	5
98	0.000	0.877	6
99	0.975	1.000	1
99	0.951	0.975	2
99	0.927	0.951	3
99	0.904	0.927	4
99	0.881	0.904	5
99	0.000	0.881	6
100	0.975	1.000	1
100	0.951	0.975	2
100	0.927	0.951	3
100	0.904	0.927	4
100	0.881	0.904	5
100	0.000	0.881	6

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 「耐用年数」とは、改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令第一条から第三条まで(減価償却資産の耐用年数等)の規定による耐用年数をいう。

(二) 「未償却割合」とは、附則第二項に規定する未償却割合をいう。

附則(平成二十五年三月三〇日財務省令第二四号)
 1 この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。
 2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第二の規定は、個人の平成二十六年分以後の所得税、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号(定義)に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)のこの省令の施行の日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人(同条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。以下同じ。)の同日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、個人の平成二十五年分以前の所得税、法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

附則(平成二十五年九月四日財務省令第五二号)
 この省令は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第三十四号)の施行の日から施行する。

附則(平成二十六年七月九日財務省令第五五号)
 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

1 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。
 2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令(以下「新令」という。)第一条第四項(一般の減価償却資産の耐用年数)の規定は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に同項の規定により提出する申請書について適用し、施行日前に改正前の減価償却資産の耐用年数等に関する省令第一条第四項(一般の減価償却資産の耐用年数)の規定により提出した申請書については、なお従前の例による。

附則(平成二十七年三月三十一日財務省令第三八号)
 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則(平成二十八年三月三十一日財務省令第二七号)
 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

1 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。
 2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令(以下「新令」という。)第一条第四項(一般の減価償却資産の耐用年数)の規定は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に同項の規定により提出する申請書について適用し、施行日前に改正前の減価償却資産の耐用年数等に関する省令第一条第四項(一般の減価償却資産の耐用年数)の規定により提出した申請書については、なお従前の例による。

3 個人が施行日から平成二十八年十二月三十一日までの間に新令第一条第四項の規定により提出する申請書に係る同項の規定の適用については、同項第一号中「並びに納税地並びに法人(人格のない社団等を含む。)にあつては、法人番号」とあるのは、「納税地並びに個人番号」と、「第二条第五項」とあるのは、「法人番号」とあるのは「個人番号をいう。」又は法人番号(同条第十五項に規定する法人番号を)とする。

4 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第四号（定義）に規定する外国法人（同条第八号に規定する人格のない社団等で同条第二号に規定する国外に本店又は主たる事務所を有するものを含む。）が施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度の施行日から当該事業年度終了の日までの間に新令第一条第四項の規定により提出する申請書に係る同項の規定の適用については、同項第一号中「。以下この号において同じ。」の氏名（法人税法第二条第四号に規定する外国法人（人格のない社団等で同条第二号に規定する国外に本店又は主たる事務所を有するものを含む。）にあつては、代表者及び同法第四百一十一条各号（課税標準）に定める国内源泉所得に係る事業又は資産の経営又は管理の責任者の氏名」とあるのは、「この氏名」とする。

5 電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十八年政令第四十八号。以下この項において「整備政令」という。）附則第二条第二項（所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置）の規定により整備政令第二条の規定による改正後の所得税法施行令第六十八条（減価償却資産の範囲）に掲げる無形固定資産とみなされる同項に規定する権利及び整備政令附則第三条第二項（法人税法施行令の一部改正に伴う経過措置）の規定により整備政令第三条の規定による改正後の法人税法施行令第十三条第八号（減価償却資産の範囲）に掲げる無形固定資産とみなされる同項に規定する権利の新令第一条第一項に規定する耐用年数は、十五年とする。

附則（平成二十九年三月三十一日財務省令第二十九号）
この省令は、平成二十九年十月一日から施行する。

附則（平成三〇年三月三十一日財務省令第三十一号）
この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

附則（令和二年三月三十一日財務省令第二十六号）
この省令は、令和二年四月一日から施行する。

別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表

種類	細目	耐用年数
建物	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	年
	住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	五〇
	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	四七
	飲食店用又は貸席用のもので、延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの	三四
	その他のもの	四一
	旅館用又はホテル用のもの	三一
	延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの	三一
	その他のもの	三九
	店舗用のもの	三九
	病院用のもの	三九
	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	三八
	公衆浴場用のもの	三一
	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	二四
	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの	二四
	塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	三一
	その他のもの	三一
	倉庫事業の倉庫用のもの	二二
	冷蔵倉庫用のもの	二二
	その他のもの	三一
	その他のもの	三八
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	四一	
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	三八	
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	三八	

れんが造、石造又はブロック造のもの

<p>金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。）</p>	<p>旅館用、ホテル用又は病院用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの 及び冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。） 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの 倉庫事業の倉庫用のもの 冷蔵倉庫用のもの その他のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの 及び冷蔵倉庫用のもの 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの</p>
<p>金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。）</p>	<p>その他のもの 倉庫事業の倉庫用のもの 冷蔵倉庫用のもの その他のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの 及び冷蔵倉庫用のもの 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの</p>
<p>金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。）</p>	<p>その他のもの 倉庫事業の倉庫用のもの 冷蔵倉庫用のもの その他のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの 及び冷蔵倉庫用のもの 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの</p>

建	金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。）	その他のもの	二四
木造又は合成樹脂造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	二二
木造又は合成樹脂造のもの	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	二二
木造又は合成樹脂造のもの	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	二〇
木造又は合成樹脂造のもの	発電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	発電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	一七
木造又は合成樹脂造のもの	旅館用、ホテル用又は病院用のもの	旅館用、ホテル用又は病院用のもの	一一
木造又は合成樹脂造のもの	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	九
木造又は合成樹脂造のもの	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの	一
木造又は合成樹脂造のもの	塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	一一
木造又は合成樹脂造のもの	その他のもの	その他のもの	一五
木造又は合成樹脂造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	二二
木造又は合成樹脂造のもの	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	二〇
木造又は合成樹脂造のもの	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	一九
木造又は合成樹脂造のもの	発電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	発電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	一五
木造又は合成樹脂造のもの	旅館用、ホテル用又は病院用のもの	旅館用、ホテル用又は病院用のもの	一五
木造又は合成樹脂造のもの	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	一一
木造又は合成樹脂造のもの	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの	七
木造又は合成樹脂造のもの	及び冷蔵倉庫用のもの	塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	一〇
木造又は合成樹脂造のもの	その他のもの	その他のもの	一四
木造又は合成樹脂造のもの	木製主要柱が十センチメートル角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの	木製主要柱が十センチメートル角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの	一〇
木造又は合成樹脂造のもの	掘立造のもの及び仮設のもの	掘立造のもの及び仮設のもの	六
電気設備（照明設備を含む。）	蓄電池電源設備	蓄電池電源設備	六

		放送用又は無線通信のもの	その他の線路設備	二一
			鉄塔及び鉄柱	三〇
			円筒空中線式のもの	四〇
			その他のもの	四二
			鉄筋コンクリート柱	四二
			木塔及び木柱	一〇
			アンテナ	一〇
			接地線及び放送用配線	一〇
		農林業用のもの	主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブロック造のもの	一四
			果樹棚又はホップ棚	一四
			その他のもの	一七
			主として金属造のもの	一四
			主として木造のもの	五
			土管を主としたもの	一〇
			その他のもの	八
		広告用のもの	金属造のもの	二〇
			その他のもの	一〇
		競技場用、運動場用、遊園地用又は学校用のもの	スタンド	一〇
			主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	四五
			主として鉄骨造のもの	四五
			主として木造のもの	一〇
			競輪場用競走路	一〇
			コンクリート敷のもの	一五
			その他のもの	一〇
			ネット設備	一五
			野球場、陸上競技場、ゴルフコースその他のスポーツ場の排水その他の土工施設	三〇
			水泳プール	三〇
			その他のもの	一〇
			児童用のもの	一〇
			すべり台、ぶらんこ、ジャングルジムその他の遊戯用のもの	一〇
			その他のもの	一五
			その他のもの	一五
			主として木造のもの	一五
			その他のもの	三〇
			工場緑化施設	七
		緑化施設及び庭園	その他の緑化施設及び庭園（工場緑化施設に含まれるものを除く。）	二〇
		舗装道路及び舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの	一五
			アスファルト敷又は木れんが敷のもの	一〇
			ビチューマルス敷のもの	三
			水道用ダム	八〇
			トンネル	七五
	橋			六〇
	岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、塔、やぐら、上水道、水そう及び用水			五〇

	その他のもの	八
	モーターボート及びとう載漁船	四
飛行機	主として金属製のもの	五
航空機		
	最大離陸重量が百三十トンを超えるもの	一〇
	最大離陸重量が百三十トン以下のもので、五・七トンを超えるもの	八
	最大離陸重量が五・七トン以下のもの	五
	その他のもの	五
	ヘリコプター及びグライダー	五
	その他のもの	五
	電気又は蒸気機関車	一八
鉄道用又は軌道用車両（架空索道用搬器を含む。）		
車両及搬運器具		
	電車	一三
	内燃自動車（制御車及び附随車を含む。）	一一
	貨車	一一
	高圧ボンベ車及び高圧タンク車	一〇
	薬品タンク車及び冷凍車	一一
	その他のタンク車及び特殊構造車	一五
	その他のもの	二〇
	線路建設保守用工作車	一〇
	鋼索鉄道用車両	一五
	架空索道用搬器	一〇
	閉鎖式のもの	一〇
	その他のもの	一〇
	無軌条電車	八
	その他のもの	二〇
特殊自動車（この項には、別表第二に掲げる減価償却資産に含まれるブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械並びにトラクター及び農林業用運搬機を含む。）	消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送宣伝車、移動無線車及びチップ製造車	五
	モータースイーパー及び除雪車	四
	タンク車、じんかい車、し尿車、寝台車、霊きゆう車、トラックミキサー、レッカーその他特殊車体を架装したもの	
	小型車（じんかい車及びし尿車にあつては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が三リットル以下のものをいう。）	三
	その他のもの	四
運送事業用、貸自動車業用又は自動車教習所用の車両及び運搬具（前掲のものを除く。）	自動車（二輪又は三輪自動車を含み、乗合自動車を除く。）	四

	小型車（貨物自動車にあつては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。）	三
	その他のもの	
	大型乗用車（総排気量が三リットル以上のものをいう。）	五
	その他のもの	四
	乗合自動車	五
	自転車及びリヤカー	二
	被けん引車その他のもの	四
	自動車（二輪又は三輪自動車を除く。）	四
	小型車（総排気量が〇・六六リットル以下のものをいう。）	
	その他のもの	
	貨物自動車	
	ダンプ式のもの	四
	その他のもの	五
	報道通信用のもの	五
	その他のもの	六
	二輪又は三輪自動車	三
	自転車	二
	鉱山用人車、炭車、鉱車及び台車	
	金属製のもの	七
	その他のもの	四
	フォークリフト	四
	トロツコ	四
	金属製のもの	五
	その他のもの	三
	その他のもの	
	自走能力を有するもの	七
	その他のもの	四
	金属圧延用のもの	五
	なつ染ロール、粉碎ロール、混練ロールその他のもの	四
	プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、ゴム又はガラス成型用金型及び鑄造用型	三
	その他のもの	二
	購入活字（活字の形状のまま反復使用するものに限る。）	三
	自製活字及び活字に常用される金属	二
	白金ノズル	三
	その他のもの	一三
	白金ノズル	三
	その他のもの	一三
	その他の主として金属製のもの	八
	その他のもの	四
	切削工具	二
	金属製柱及びカッペ	三
	活字及び活字に常用される金属	二
	前掲のもの以外のもの	八
	前掲のもの	一三
	前掲の区分によらないもの	一三
	その他のもの	四
	測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む。）	
	治具及び取付工具	三
	ロール	四
	型（型枠を含む）、鍛圧工具及び打抜工具	三
	その他のもの	二
	金属製柱及びカッペ	三
	活字及び活字に常用される金属	二
	前掲のもの以外のもの	一三
	前掲のもの	一三
	その他のもの	四

																						複製機、計算機（電子計算機を除く。）、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの	五
																						その他の事務機器	五
																						テレタイプライター及びファクシミリ	五
																						インターネットホーン及び放送用設備	六
																						電話設備その他の通信機器	六
																						デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備	六
																						その他のもの	一〇
																						時計	一〇
																						度量衡器	五
																						試験又は測定機器	五
																						オペラグラス	二
																						カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	二
																						引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	八
																						看板、ネオンサイン及び気球	八
																						看板及び広告器具	三
																						マネキン人形及び模型	二
																						その他のもの	二
																						主として金属製のもの	一〇
																						その他のもの	一〇
																						ボンベ	五
																						溶接製のもの	五
																						鍛造製のもの	六
																						塩素用のもの	六
																						その他のもの	八
																						ドラムかん、コンテナその他の容器	一〇
																						大型コンテナ（長さが六メートル以上のものに限る。）	七
																						その他のもの	七
																						金属製のもの	三
																						その他のもの	二
																						金庫	二
																						手さげ金庫	五
																						その他のもの	二〇
																						消毒殺菌用機器	四
																						手術機器	五
																						血液透析又は血しよう交換用機器	四
																						ハバードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器	七
																						調剤機器	六
																						歯科診療用ユニット	六
																						光学検査機器	七
																						ファイバースコープ	六
																						その他のもの	八
																						その他のもの	八
																						レントゲンその他の電子装置を使用する機器	
																						移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器	四

別表第二 機械及び装置の耐用年数表		番号設備の種類	耐用年数
1	食料品製造業用設備		
2	飲料、たばこ又は飼料製造業用設備		
3	繊維工業用設備		
		細目	
		炭素繊維製造設備	一〇
		黒鉛化炉	三
		1 2 前掲する資産のうち、当該資産について定められている前掲の耐用年数に よるもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	八
		1 1 前掲のもの以外のもの	二
		その他のもの	八
		映画フィルム(スライドを含む)、磁気テープ及びレコード	二
		シート及びロープ	二
		きのこ栽培用ほだ木	三
		漁具	三
		葬儀用具	三
		楽器	三
		自動販売機(手動のものを含む)	五
		無人駐車管理装置	五
		焼却炉	五
		その他のもの	五
		主として金属製のもの	一〇
		その他のもの	一〇
		主として金属製のもの	一〇
		陶磁器製又はガラス製のもの	三
		その他のもの	三
		主として金属製のもの	一〇
		その他のもの	一〇
		たまつき用具	八
		パチンコ器、ビンゴ器その他これらに類する球戯用具及び射的用具	二
		ご、しよぎ、まあじやん、その他の遊戯具	二
		スポーツ用具	五
		劇場用観客いす	三
		どんちよう及びび幕	三
		衣しよう、かつら、小道具及び大道具	五
		その他のもの	二
		主として金属製のもの	一〇
		その他のもの	一〇
		植物	五
		貸付業用のもの	二
		その他のもの	二
		動物	一五
		魚類	二
		鳥類	二
		その他のもの	四
		1 0 生物	二
		その他のもの	五
		主として金属製のもの	一〇
		その他のもの	一〇
		9 娯楽又はスポーツ器具及び興行又は演劇用具	二
		その他のもの	五
		その他のもの	一〇
		その他のもの	三
		その他のもの	三
		その他のもの	六

24	その他の製造業用設備		九
25	農業用設備		七
26	林業用設備		五
27	漁業用設備（次号に掲げるものを除く。）		五
28	水産養殖業用設備		五
29	鉱業、採石業又は砂利採取業用設備	石油又は天然ガス鉱業用設備 坑井設備 掘さく設備	三
		その他の設備	六
		その他の設備	六
30	総合工事業用設備	電気業用水力発電設備 その他の水力発電設備	六 二二
31	電気業用設備	汽力発電設備 内燃力又はガスタービン発電設備 送電又は電気業用変電若しくは配電設備 需要者用計器 柱上変圧器 その他の設備	二〇 二二 一五 一五 一八 一五
		鉄道又は軌道業用変電設備	二二
		その他の設備	一五
		主として金属製のもの	一七
		その他のもの	八
32	ガス業用設備	製造用設備 供給用設備 铸铁製導管 铸铁製導管以外の導管 需要者用計量器 その他の設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	一〇 八 一七 一三 一三 一三 一五 一七 一七
		熱供給業用設備	一七
		水道業用設備	一八
		通信業用設備	九
		放送業用設備	六
		映像、音声又は文字情報制作業用設備	八
		鉄道業用設備	五
		自動改札装置 その他の設備	一一 一一
39	道路貨物運送業用設備		一一
40	倉庫業用設備		一一
		運輸に附帯するサービス業用設備	一〇
		飲食料品卸売業用設備	一〇
43	建築材料、鉱物又は金属材料等卸売業用設備	石油又は液化石油ガス卸売用設備（貯蔵を除外。）	一三

別表第三 無形減価償却資産の耐用年数表		種類	細目	耐用年数
		44	飲食料品小売業用設備	八
		45	その他の小売業用設備	九
		46	技術サービス業用設備（他の号に掲げるものを除く。）	八
		47	宿泊業用設備	一〇
		48	飲食店業用設備	八
		49	洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	一三
		50	その他の生活関連サービス業用設備	六
		51	娯楽業用設備	一一
			映画館又は劇場用設備	七
			遊園地用設備	一三
			ボウリング場用設備	七
			その他の設備	一七
			主として金属製のもの	一七
		52	教育業（学校教育業を除く。）又は学習支援業用設備	五
			教習用運転シミュレータ設備	八
			その他の設備	一七
			主として金属製のもの	一七
		53	自動車整備業用設備	八
		54	その他のサービス業用設備	一五
		55	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの	一一
			機械式駐車設備	一〇
			ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備	八
			その他の設備	一七
			主として金属製のもの	一七
			その他のもの	一七
営業権				五
育成者権	種苗法（平成十年法律第八十三号）第四条第二項に規定する品種			八
	その他のもの			一〇
ソフトウェア	複写して販売するための原本			三
商標権				一〇
意匠権				七
実用新案権				五
特許権				八
水利権				二〇
ダム使用权				五五
漁業権				一〇
年				耐用年数

別表第四 生物の耐用年数表		耐用年数	
種類	細目		年
専用側線利用権			三〇
鉄道軌道連絡通行施設利用権			三〇
電気ガス供給施設利用権			一五
水道施設利用権			一五
工業用水道施設利用権			一五
電気通信施設利用権			二〇
牛	繁殖用(家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)に基づく種付証明書、授精証明書、体内受精卵移植証明書又は体外受精卵移植証明書のあるものに限る。)		六
	役肉用牛		六
	乳用牛		四
	種付用(家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受けた種おす牛に限る。)		四
	その他用		六
馬	繁殖用(家畜改良増殖法に基づく種付証明書又は授精証明書のあるものに限る。)		六
	種付用(家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受けた種おす馬に限る。)		六
	競走用		四
	その他用		八
豚	その他用		三
綿羊及びびやぎ	種付用		四
	その他用		六
かんきつ樹	温州みかん		二八
	その他		三〇
りんご樹	わい化りんご		二〇
	その他		二九
ぶどう樹	温室ぶどう		一二
	その他		一五
なし樹			二六
桃樹			二六
桜桃樹			一五
びわ樹			二〇
くり樹			二五
梅樹			二五
かき樹			三六
あんず樹			二五
すもも樹			一六
いちじく樹			一一
キウイフルーツ樹			二二
ブルーベリー樹			二五
パイナップル			三
茶樹			三四
オリーブ樹			二五
つばき樹			二五
桑樹	立て通し		一八

一七	〇・〇五八	〇・一二七	耐用年数	旧定額法の償却率	旧定率法の償却率		根刈り、中刈り、高刈り	九
一六	〇・〇六二	〇・一三四	耐用年数	旧定額法の償却率	旧定率法の償却率			一〇
一五	〇・〇六六	〇・一四二	耐用年数	旧定額法の償却率	旧定率法の償却率			八
一四	〇・〇七一	〇・一五二	耐用年数	旧定額法の償却率	旧定率法の償却率			二〇
一三	〇・〇七六	〇・一六二	耐用年数	旧定額法の償却率	旧定率法の償却率			九
一二	〇・〇八三	〇・一七五	耐用年数	旧定額法の償却率	旧定率法の償却率			五
一一	〇・〇九〇	〇・一八九	耐用年数	旧定額法の償却率	旧定率法の償却率			一〇
一〇	〇・一〇〇	〇・二〇六	耐用年数	旧定額法の償却率	旧定率法の償却率			
九	〇・一一一	〇・二二六	耐用年数	旧定額法の償却率	旧定率法の償却率			
八	〇・一二五	〇・二五〇	耐用年数	旧定額法の償却率	旧定率法の償却率			
七	〇・一四二	〇・二八〇	耐用年数	旧定額法の償却率	旧定率法の償却率			
六	〇・一六六	〇・三一九	耐用年数	旧定額法の償却率	旧定率法の償却率			
五	〇・二〇〇	〇・三六九	耐用年数	旧定額法の償却率	旧定率法の償却率			
四	〇・二五〇	〇・四三八	耐用年数	旧定額法の償却率	旧定率法の償却率			
三	〇・三三三	〇・五三六	耐用年数	旧定額法の償却率	旧定率法の償却率			
二	〇・五〇〇	〇・六八四	耐用年数	旧定額法の償却率	旧定率法の償却率			
年			耐用年数	旧定額法の償却率	旧定率法の償却率			
別表第七 平成十九年三月三十一日以前に取得をされた減価償却資産の償却率表								
ソフトウェア	その他のもの		三					三
機械及び装置	汎用ポンプ、汎用モーター、汎用金属工作機械、汎用金属加工機械その他これらに類するもの		七					四
器具及び備品	試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡		四					七
工具			四					四
構築物	ガス又は工業薬品貯蔵、アンテナ、鉄塔及び特殊用途に使用するもの		七					七
建物及び建物附属設備	風どう、試験水そう及び防壁		五					五
構築物	建物の全部又は一部を低温室、恒温室、無響室、電磁しゃへい室、放射性同位元素取扱室その他の特殊室にするために特に施設した内部造作又は建物附属設備		五					五
種類	細目		年					耐用年数
別表第六 開発研究用減価償却資産の耐用年数表								
機械及び装置		五						
構築物		一八						
種類		年						
別表第五 公害防止用減価償却資産の耐用年数表								
ホップ		九						九
まおらん		一〇						一〇
ラミー		八						八
アスパラガス		一一						一一
もう宗竹		二〇						二〇
こうぞ		九						九
みつまた		五						五
こりやなぎ		一〇						一〇

六一	六〇	五九	五八	五七	五六	五五	五四	五三	五二	五一	五〇	四九	四八	四七	四六	四五	四四	四三	四二	四一	四〇	三九	三八	三七	三六	三五	三四	三三	三二	三一	三〇	二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二	二一	二〇	一九	一八	
〇・〇一七	〇・〇一七	〇・〇一七	〇・〇一八	〇・〇一八	〇・〇一八	〇・〇一九	〇・〇一九	〇・〇一九	〇・〇二〇	〇・〇二〇	〇・〇二〇	〇・〇二一	〇・〇二一	〇・〇二二	〇・〇二二	〇・〇二三	〇・〇二三	〇・〇二四	〇・〇二四	〇・〇二五	〇・〇二五	〇・〇二六	〇・〇二七	〇・〇二七	〇・〇二八	〇・〇二九	〇・〇三〇	〇・〇三一	〇・〇三一	〇・〇三二	〇・〇三三	〇・〇三四	〇・〇三五	〇・〇三六	〇・〇三七	〇・〇三九	〇・〇四〇	〇・〇四二	〇・〇四四	〇・〇四六	〇・〇四八	〇・〇五〇	〇・〇五二	〇・〇五五
〇・〇三七	〇・〇三八	〇・〇三八	〇・〇三九	〇・〇四〇	〇・〇四〇	〇・〇四一	〇・〇四二	〇・〇四三	〇・〇四三	〇・〇四四	〇・〇四五	〇・〇四六	〇・〇四七	〇・〇四八	〇・〇四九	〇・〇五〇	〇・〇五一	〇・〇五二	〇・〇五三	〇・〇五五	〇・〇五六	〇・〇五七	〇・〇五九	〇・〇六〇	〇・〇六二	〇・〇六四	〇・〇六六	〇・〇六七	〇・〇六九	〇・〇七二	〇・〇七四	〇・〇七六	〇・〇七九	〇・〇八二	〇・〇八五	〇・〇八八	〇・〇九二	〇・〇九五	〇・〇九九	〇・一〇四	〇・一〇九	〇・一一四	〇・一二〇	

耐用年数	別表第八 平成十九年四月一日以後に取得をされた減価償却資産の定額法の償却率表	償却率
三	一〇〇	〇・三三四
二	九九	〇・五〇〇
年	九八	〇・五〇〇
	九七	〇・三三四
	九六	〇・三三四
	九五	〇・二二四
	九四	〇・二二四
	九三	〇・二二五
	九二	〇・二二五
	九一	〇・二二五
	九〇	〇・二二六
	八九	〇・二二六
	八八	〇・二二六
	八七	〇・二二六
	八六	〇・二二六
	八五	〇・二二七
	八四	〇・二二七
	八三	〇・二二八
	八二	〇・二二八
	八一	〇・二二八
	八〇	〇・二二九
	七九	〇・二二九
	七八	〇・二三〇
	七七	〇・二三〇
	七六	〇・三三一
	七五	〇・三三一
	七四	〇・三三一
	七三	〇・三三二
	七二	〇・三三二
	七一	〇・三三二
	七〇	〇・三三三
	六九	〇・三三三
	六八	〇・三三四
	六七	〇・三三四
	六六	〇・三三五
	六五	〇・三三五
	六四	〇・三五六
	六三	〇・三五六
	六二	〇・三五六

四七	四六	四五	四四	四三	四二	四一	四〇	三九	三八	三七	三六	三五	三四	三三	三二	三一	三〇	二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二	二一	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	五	四
〇・〇二二	〇・〇二二	〇・〇二三	〇・〇二三	〇・〇二四	〇・〇二四	〇・〇二五	〇・〇二五	〇・〇二六	〇・〇二七	〇・〇二八	〇・〇二八	〇・〇二九	〇・〇三〇	〇・〇三一	〇・〇三二	〇・〇三三	〇・〇三四	〇・〇三五	〇・〇三六	〇・〇三八	〇・〇三九	〇・〇四〇	〇・〇四二	〇・〇四四	〇・〇四六	〇・〇四八	〇・〇五〇	〇・〇五三	〇・〇五六	〇・〇五九	〇・〇六三	〇・〇六七	〇・〇七二	〇・〇七七	〇・〇八四	〇・〇九一	〇・一〇〇	〇・一一二	〇・一二五	〇・一四三	〇・一六七	〇・二〇〇	〇・二五〇

九一	九〇	八九	八八	八七	八六	八五	八四	八三	八二	八一	八〇	七九	七八	七七	七六	七五	七四	七三	七二	七一	七〇	六九	六八	六七	六六	六五	六四	六三	六二	六一	六〇	五九	五八	五七	五六	五五	五四	五三	五二	五一	五〇	四九	四八		
〇 〇 一	〇 〇 二	〇 〇 二	〇 〇 二	〇 〇 二	〇 〇 二	〇 〇 二	〇 〇 二	〇 〇 三	〇 〇 三	〇 〇 三	〇 〇 三	〇 〇 三	〇 〇 三	〇 〇 三	〇 〇 四	〇 〇 四	〇 〇 四	〇 〇 四	〇 〇 四	〇 〇 五	〇 〇 五	〇 〇 五	〇 〇 五	〇 〇 六	〇 〇 六	〇 〇 六	〇 〇 六	〇 〇 七	〇 〇 七	〇 〇 七	〇 〇 八	〇 〇 八	〇 〇 八	〇 〇 九	〇 〇 九	〇 〇 九	〇 〇 〇	〇 〇 〇	〇 〇 〇	〇 〇 一	〇 〇 一	〇 〇 一	〇 〇 二	〇 〇 二	〇 〇 二

耐用年数	別表第九 平成十九年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に取得をされた減価償却資産の定率法の償却率、改定償却率及び保証率の表	償却率	改定償却率	保証率
年		一・〇〇〇	—	—
二		〇・八三三	一・〇〇〇	〇・〇二七八九
三		〇・六二五	一・〇〇〇	〇・〇五二七四
四		〇・五〇〇	一・〇〇〇	〇・〇六二四九
五		〇・四一七	一・〇〇〇	〇・〇五七七六
六		〇・三五七	〇・五〇〇	〇・〇五四九六
七		〇・三一三	〇・三三四	〇・〇五一一一
八		〇・二七八	〇・三三四	〇・〇四七三一
九		〇・二五〇	〇・三三四	〇・〇四四八
一〇		〇・二二七	〇・二五〇	〇・〇四二二三
一一		〇・一九二	〇・二〇〇	〇・〇三八七〇
一二		〇・一七九	〇・二〇〇	〇・〇三六三三
一三		〇・一六七	〇・二〇〇	〇・〇三三八九
一四		〇・一五六	〇・一六七	〇・〇三二一七
一五		〇・一四七	〇・一六七	〇・〇三〇六三
一六		〇・一三九	〇・一四三	〇・〇二九〇五
一七		〇・一三二	〇・一四三	〇・〇二七五七
一八		〇・一二五	〇・一四三	〇・〇二六一六
一九		〇・一一九	〇・一二五	〇・〇二五一七
二〇		〇・一一四	〇・一二五	〇・〇二四〇八
二一		〇・一〇九	〇・一一二	〇・〇二二九六
二二		〇・一〇四	〇・一一二	〇・〇二二二六
二三		〇・一〇〇	〇・一一二	〇・〇二一五七
二四		〇・九九六	〇・一〇〇	〇・〇二〇五八
二五		〇・九九三	〇・一〇〇	〇・〇一九八九
二六		〇・八九九	〇・〇九一	〇・〇一九〇二
二七		〇・八八六	〇・〇八四	〇・〇一八六六
二八		〇・八八三	〇・〇八四	〇・〇一八〇三
二九		〇・七八八	〇・〇八四	〇・〇一七六六
三〇		〇・七七八	〇・〇七七	〇・〇一六八八
三一		〇・七七六	〇・〇七七	〇・〇一六五五
三二				〇・〇一五八五
三三				

七七	〇・〇三二	〇・〇三三	〇・〇三七	〇・〇七二六
七六	〇・〇三三	〇・〇三四	〇・〇三八	〇・〇七二六
七五	〇・〇三三	〇・〇三五	〇・〇三八	〇・〇七三八
七四	〇・〇三四	〇・〇三六	〇・〇三八	〇・〇七三八
七三	〇・〇三四	〇・〇三六	〇・〇三八	〇・〇七五一
七二	〇・〇三五	〇・〇三六	〇・〇三八	〇・〇七五一
七一	〇・〇三五	〇・〇三八	〇・〇三八	〇・〇七七一
七〇	〇・〇三六	〇・〇三八	〇・〇三八	〇・〇七七一
六九	〇・〇三七	〇・〇三八	〇・〇三八	〇・〇八〇〇
六八	〇・〇三七	〇・〇三九	〇・〇三八	〇・〇八一〇
六七	〇・〇三七	〇・〇三九	〇・〇三九	〇・〇八二八
六六	〇・〇三八	〇・〇四〇	〇・〇三九	〇・〇八二八
六五	〇・〇三八	〇・〇四〇	〇・〇四〇	〇・〇八四七
六四	〇・〇三九	〇・〇四一	〇・〇四一	〇・〇八四七
六三	〇・〇四〇	〇・〇四二	〇・〇四二	〇・〇八四七
六二	〇・〇四〇	〇・〇四二	〇・〇四二	〇・〇八八二
六一	〇・〇四一	〇・〇四三	〇・〇四二	〇・〇八九二
六〇	〇・〇四二	〇・〇四四	〇・〇四四	〇・〇八九二
五九	〇・〇四二	〇・〇四四	〇・〇四四	〇・〇八九五
五八	〇・〇四三	〇・〇四五	〇・〇四四	〇・〇九三四
五七	〇・〇四四	〇・〇四六	〇・〇四六	〇・〇九四五
五六	〇・〇四五	〇・〇四六	〇・〇四六	〇・〇九五二
五五	〇・〇四五	〇・〇四八	〇・〇四六	〇・〇九六一
五四	〇・〇四六	〇・〇四八	〇・〇四六	〇・〇一〇〇七
五三	〇・〇四七	〇・〇四八	〇・〇四八	〇・〇一〇一五
五二	〇・〇四八	〇・〇五〇	〇・〇四八	〇・〇一〇二八
五一	〇・〇四九	〇・〇五〇	〇・〇五〇	〇・〇一〇三六
五〇	〇・〇五〇	〇・〇五三	〇・〇五〇	〇・〇一〇五三
四九	〇・〇五一	〇・〇五三	〇・〇五三	〇・〇一〇七二
四八	〇・〇五二	〇・〇五三	〇・〇五三	〇・〇一一〇二
四七	〇・〇五三	〇・〇五六	〇・〇五三	〇・〇一一二六
四六	〇・〇五四	〇・〇五六	〇・〇五六	〇・〇一一五三
四五	〇・〇五六	〇・〇五九	〇・〇五六	〇・〇一二七五
四四	〇・〇五七	〇・〇五九	〇・〇五九	〇・〇一七五
四三	〇・〇五八	〇・〇六〇	〇・〇五九	〇・〇二二一〇
四二	〇・〇六〇	〇・〇六三	〇・〇六三	〇・〇二二四八
四一	〇・〇六一	〇・〇六七	〇・〇六三	〇・〇二二六一
四〇	〇・〇六三	〇・〇六七	〇・〇六七	〇・〇三〇六
三九	〇・〇六四	〇・〇六七	〇・〇六七	〇・〇三一七
三八	〇・〇六六	〇・〇七二	〇・〇六七	〇・〇一三七〇
三七	〇・〇六八	〇・〇七二	〇・〇七二	〇・〇一三九三
三六	〇・〇六九	〇・〇七二	〇・〇七二	〇・〇一四二五
三五	〇・〇七一	〇・〇七二	〇・〇七二	〇・〇一四九四
三四	〇・〇七四	〇・〇七七	〇・〇七七	〇・〇一五三二

耐用年数	別表第十 平成二十四年四月一日以後に取得をされた減価償却資産の定率法の償却率、改定償却率及び保証率の表	償却率	改定償却率	保証率
一九	〇・一〇五	〇・一一二	〇・〇三六	
一八	〇・一一一	〇・一一二	〇・〇三八	
一七	〇・一一八	〇・一二五	〇・〇四〇	
一六	〇・一二五	〇・一四三	〇・〇四二	
一五	〇・一三三	〇・一六七	〇・〇四四	
一四	〇・一四三	〇・一八七	〇・〇四五	
一三	〇・一五四	〇・二〇〇	〇・〇四六	
一二	〇・一六七	〇・二二〇	〇・〇四七	
一一	〇・一八二	〇・二五〇	〇・〇四八	
一〇	〇・二〇〇	〇・二五〇	〇・〇四九	
九	〇・二二二	〇・二五〇	〇・〇五〇	
八	〇・二五〇	〇・三三四	〇・〇五〇	
七	〇・二八六	〇・三三四	〇・〇五〇	
六	〇・三三三	〇・三三四	〇・〇五〇	
五	〇・四〇〇	〇・五〇〇	〇・〇五〇	
四	〇・五〇〇	一・〇〇〇	〇・〇五〇	
三	〇・六六七	一・〇〇〇	〇・〇五〇	
二	一・〇〇〇	一・〇〇〇	〇・〇五〇	
年				
九九	〇・〇二五	〇・〇二六	〇・〇四六	
九八	〇・〇二六	〇・〇二七	〇・〇四九	
九七	〇・〇二六	〇・〇二七	〇・〇五三	
九六	〇・〇二六	〇・〇二七	〇・〇五七	
九五	〇・〇二六	〇・〇二七	〇・〇五九	
九四	〇・〇二七	〇・〇二七	〇・〇五九	
九三	〇・〇二七	〇・〇二七	〇・〇六一	
九二	〇・〇二七	〇・〇二七	〇・〇六三	
九一	〇・〇二七	〇・〇二七	〇・〇六四	
九〇	〇・〇二八	〇・〇二九	〇・〇六六	
八九	〇・〇二八	〇・〇二九	〇・〇六七	
八八	〇・〇二八	〇・〇三〇	〇・〇六七	
八七	〇・〇二九	〇・〇三〇	〇・〇六八	
八六	〇・〇二九	〇・〇三〇	〇・〇六八	
八五	〇・〇二九	〇・〇三一	〇・〇六八	
八四	〇・〇三〇	〇・〇三一	〇・〇六八	
八三	〇・〇三〇	〇・〇三一	〇・〇六八	
八二	〇・〇三一	〇・〇三一	〇・〇六八	
八一	〇・〇三一	〇・〇三一	〇・〇六八	
八〇	〇・〇三一	〇・〇三一	〇・〇六八	
七九	〇・〇三一	〇・〇三一	〇・〇六八	
七八	〇・〇三一	〇・〇三一	〇・〇七一	

六三	〇・〇三二	〇・〇三三	〇・〇三一	〇・〇一五
六二	〇・〇三一	〇・〇三三	〇・〇三三	〇・〇二〇
六一	〇・〇三三	〇・〇三三	〇・〇三三	〇・〇二〇
六〇	〇・〇三三	〇・〇三三	〇・〇三三	〇・〇二四
五九	〇・〇三四	〇・〇三五	〇・〇三五	〇・〇二四
五八	〇・〇三四	〇・〇三五	〇・〇三五	〇・〇二八
五七	〇・〇三五	〇・〇三六	〇・〇三六	〇・〇二八
五六	〇・〇三六	〇・〇三八	〇・〇三八	〇・〇二八
五五	〇・〇三六	〇・〇三八	〇・〇三八	〇・〇三三
五四	〇・〇三七	〇・〇三八	〇・〇三八	〇・〇三七
五三	〇・〇三八	〇・〇三九	〇・〇三九	〇・〇三七
五二	〇・〇三八	〇・〇三九	〇・〇三九	〇・〇四二
五一	〇・〇三九	〇・〇四〇	〇・〇四〇	〇・〇四二
五〇	〇・〇四〇	〇・〇四一	〇・〇四一	〇・〇四二
四九	〇・〇四一	〇・〇四二	〇・〇四二	〇・〇四二
四八	〇・〇四二	〇・〇四二	〇・〇四二	〇・〇四二
四七	〇・〇四三	〇・〇四三	〇・〇四三	〇・〇四二
四六	〇・〇四三	〇・〇四三	〇・〇四三	〇・〇四二
四五	〇・〇四四	〇・〇四四	〇・〇四四	〇・〇四二
四四	〇・〇四四	〇・〇四四	〇・〇四四	〇・〇四二
四三	〇・〇四七	〇・〇四八	〇・〇四八	〇・〇四二
四二	〇・〇四八	〇・〇四九	〇・〇四九	〇・〇四二
四一	〇・〇四九	〇・〇五〇	〇・〇五〇	〇・〇四二
四〇	〇・〇五〇	〇・〇五一	〇・〇五一	〇・〇四二
三九	〇・〇五一	〇・〇五三	〇・〇五三	〇・〇四二
三八	〇・〇五三	〇・〇五六	〇・〇五六	〇・〇四二
三七	〇・〇五四	〇・〇五九	〇・〇五九	〇・〇四二
三六	〇・〇五六	〇・〇五九	〇・〇五九	〇・〇四二
三五	〇・〇五七	〇・〇六三	〇・〇六三	〇・〇四二
三四	〇・〇五九	〇・〇六一	〇・〇六一	〇・〇四二
三三	〇・〇六一	〇・〇六三	〇・〇六三	〇・〇四二
三二	〇・〇六三	〇・〇六七	〇・〇六七	〇・〇四二
三一	〇・〇六七	〇・〇七二	〇・〇七二	〇・〇四二
三〇	〇・〇六七	〇・〇七二	〇・〇七二	〇・〇四二
二九	〇・〇六九	〇・〇七二	〇・〇七二	〇・〇四二
二八	〇・〇七一	〇・〇七二	〇・〇七二	〇・〇四二
二七	〇・〇七四	〇・〇七四	〇・〇七四	〇・〇四二
二六	〇・〇七七	〇・〇八四	〇・〇八四	〇・〇四二
二五	〇・〇七七	〇・〇八四	〇・〇八四	〇・〇四二
二四	〇・〇八三	〇・〇九一	〇・〇九一	〇・〇四二
二三	〇・〇八七	〇・〇九一	〇・〇九一	〇・〇四二
二二	〇・〇八一	〇・〇九一	〇・〇九一	〇・〇四二
二一	〇・〇九五	〇・〇九一	〇・〇九一	〇・〇四二
二〇	〇・〇一〇	〇・〇一二	〇・〇一二	〇・〇四二

種類	別表第十一	平成十九年三月三十一日以前に取得をされた減価償却資産の残存割合表	細目	残存割合
別表第一、別表第二、別表第五及び別表第六に掲げる減価償却資産（同表に掲げるソフトウェアを除く。）	一〇〇	〇・〇二二〇	〇・〇〇七四二	百分の十
別表第三に掲げる無形減価償却資産、別表第六に掲げるソフトウェア並びに鉱業権及び坑道	九九	〇・〇二二〇	〇・〇〇七五七	百分の十
別表第四に掲げる生物	九八	〇・〇二二〇	〇・〇〇七五七	百分の十
	九七	〇・〇二二〇	〇・〇〇七五七	百分の十
	九六	〇・〇二二〇	〇・〇〇七五七	百分の十
	九五	〇・〇二二〇	〇・〇〇七五七	百分の十
	九四	〇・〇二二〇	〇・〇〇八〇七	百分の十
	九三	〇・〇二二〇	〇・〇〇七九〇	百分の十
	九二	〇・〇二二〇	〇・〇〇八〇七	百分の十
	九一	〇・〇二二〇	〇・〇〇八二五	百分の十
	九〇	〇・〇二二〇	〇・〇〇八四四	百分の十
	八九	〇・〇二二〇	〇・〇〇八六三	百分の十
	八八	〇・〇二二三	〇・〇〇八四四	百分の十
	八七	〇・〇二二三	〇・〇〇八六四	百分の十
	八六	〇・〇二二三	〇・〇〇八八五	百分の十
	八五	〇・〇二二四	〇・〇〇八六四	百分の十
	八四	〇・〇二二四	〇・〇〇八八五	百分の十
	八三	〇・〇二二四	〇・〇〇九〇七	百分の十
	八二	〇・〇二二四	〇・〇〇九二九	百分の十
	八一	〇・〇二二五	〇・〇〇八八四	百分の十
	八〇	〇・〇二二五	〇・〇〇九〇七	百分の十
	七九	〇・〇二二五	〇・〇〇九二九	百分の十
	七八	〇・〇二二六	〇・〇〇九二九	百分の十
	七七	〇・〇二二六	〇・〇〇九五四	百分の十
	七六	〇・〇二二六	〇・〇〇九八〇	百分の十
	七五	〇・〇二二七	〇・〇一〇〇七	百分の十
	七四	〇・〇二二七	〇・〇一〇三五	百分の十
	七三	〇・〇二二七	〇・〇一〇六三	百分の十
	七二	〇・〇二二八	〇・〇一〇四六	百分の十
	七一	〇・〇二二八	〇・〇一〇三四	百分の十
	七〇	〇・〇二二九	〇・〇一〇三四	百分の十
	六九	〇・〇二二九	〇・〇一〇六五	百分の十
	六八	〇・〇二二九	〇・〇一〇九七	百分の十
	六七	〇・〇三〇〇	〇・〇一〇九七	百分の十
	六六	〇・〇三〇〇	〇・〇一一三〇	百分の十
	六五	〇・〇三〇一	〇・〇一一三〇	百分の十
	六四	〇・〇三一一	〇・〇一一六五	百分の十

